

# 大阪市における幼児死亡事例 検証結果報告書

平成22年12月

大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
児童虐待事例検証部会

## 目 次

|     |                              |   |
|-----|------------------------------|---|
| I   | 事例の概要                        | 2 |
| 1   | 事例の概要                        |   |
| 2   | 事例の経緯と関係機関の対応                |   |
| II  | 事例の検証による問題点・課題の整理            | 5 |
| 1   | 児童虐待の安全確認と調査                 |   |
| 2   | 関係機関との連携                     |   |
| 3   | 児童虐待についての通告・相談               |   |
| 4   | 子育てに関する相談・情報提供               |   |
| III | 再発防止に向けた取組み－具体的な方策－          | 9 |
| 1   | 児童虐待の早期発見・早期対応に向けて           |   |
| 2   | 児童虐待の相談・通告及び調査に対する協力を得るための周知 |   |
| 3   | 組織体制の強化                      |   |
| 4   | 予防活動・子育て支援活動の強化              |   |

## I 事例の概要

### 1 事例の概要

平成22年7月30日 1時15分頃、大阪市西区のマンションの一室から異臭がすると110番通報あり。西警察署員が駆けつけたところ、ワンルームの室内から3歳くらいの女儿と2歳くらいの男児の遺体を発見。行方不明であった母が、同日死体遺棄容疑で逮捕される。

その後、8月10日、母、殺人容疑で再逮捕される。

- 児童 3歳女儿及び1歳男児（以下、「本児2人」という）
- 家族 母（23歳）、本児2人の3人

### 2 事例の経緯と関係機関の対応

平成22年

1月 母、本児2人大阪市へ転居

3月30日 9時30分（1回目の通告）  
近隣の住人（匿名）から、こども相談センター（児童相談所 以下「センター」という）児童虐待ホットライン（以下「ホットライン」という）へ通告あり。  
「〇〇号室の部屋で、ほとんど毎日夜中の2時～3時にこどもがすごく泣いている。住人も周知の事と思われる。一度だけ、母と、歩けるくらいの女の子とベビーカーを見かけた。母は夜中、こどもを置いて働きにでも出ているのではないか。」

同日 センターから西区保健福祉センター子育て支援室（以下「西区子育て支援室」という）へ、住民登録の有無について問い合わせ。  
〇〇号室には住民登録がないことを確認。

3月31日 15時頃  
西区子育て支援室職員とセンター職員の2名で家庭訪問。  
マンション入り口のオートロック外（以下「マンション入り口外」という）のインターホンを5回くらい鳴らすが応答なし。マンションへの人の出入りもなし。郵便受けにはチラシが詰まっていた。裏の自転車置き場から3階のベランダを見上げるが内部は見ることができず。再びマンション入り口外のインターホンを3回くらい鳴らすが応答なし。

4月1日 10時頃  
センター職員2名で家庭訪問。  
マンション入り口外のインターホンを5回くらい鳴らすが応答なし。裏

に回ると裏口が開いていたが、管理人の姿は無かった。  
前日と同じように、郵便受け、裏側を見るが、変化なし。  
再びマンション入り口外のインターホンを3回くらい鳴らすが、応答なし。

- 4月2日 18時頃  
センター職員2名で家庭訪問。  
マンション入り口外のインターホンを5回くらい鳴らすが応答なし。裏側やベランダの状況も変化なし。住民の出入りもなくマンション内に入れず。  
管理会社の名前と連絡先を確認。
- 4月5日 9時10分頃  
センターから管理会社へ連絡。  
センターに匿名で虐待の通告があった旨伝えて、当該マンションの2～3階に幼児のいる世帯があるか問い合わせる。  
担当者によると、ワンルームマンションなので、基本は一人住まい。分譲貸しなので世帯構成などは全く把握していないとの事。管理会社に通報が入っている様子はなかった。
- 同日  
センターから西区子育て支援室へ問い合わせ。  
同じ階の他の世帯の住民登録も念のため確認。3軒は単身世帯。1軒は住民登録がなかった。  
センターからの依頼で、西区子育て支援室から当該マンションのある地区の主任児童委員へ、電話にて住所を伝え「何か聞いたことがあるか」聞き取りを行う。「何も聞いていない」との返答があり、何かあれば西区子育て支援室へ連絡するよう依頼する。
- 4月8日 20時20分(2回目の通告)  
1回目と同じ匿名の住人からホットラインに通告。  
「相変わらずこどもの泣き声が続いている。大人の声は聞こえない。」
- 4月9日 14時頃  
センター職員2名で家庭訪問。  
マンション入り口外から3回くらいインターホンを鳴らすが応答なし。  
他の住人の出入りにあわせてマンション内に入る。〇〇号室のチャイムを5回くらい鳴らすが応答なし。ノックを3回くらいし、声もかけたが反応なし。ドアに耳を当てて音を聞くが何も聞こえず。  
電気メーターを探すが見当たらず。外の郵便受けに不在箋を入れる。  
郵便受けに宅配便の不在箋が入っていた。
- 同日  
センターから西区子育て支援室に問い合わせ

宅配便の不在箋に記載されていた氏名で住民登録がないか確認。西区にはないとのこと。

- 5月18日 5時30分(3回目の通告)  
1・2回目と同じ匿名の住人からホットラインに通告。  
「一時おさまっていたが、今も30分くらい泣き声がしている。」
- 同日 5時31分  
近隣の住人を名乗る匿名女性から大阪府警察の110番に通報。  
「南側の名称不明のマンションからこどもの泣き声が聞こえる。」  
(当該家庭が居住するマンションとは別のマンションを指しての通報)
- 同日 センターから西区子育て支援室へ住民登録再確認。新たな登録なし。
- 同日 15時50分頃  
センター職員2名で家庭訪問。  
マンション入り口外のインターホンを5回くらい鳴らすが応答なし。  
住民の出入りにあわせてマンション内に入り〇〇号室のチャイムを5回  
くらい鳴らすが応答なし。ドアに耳を押し付けて聞くが、物音は一切聞  
こえず。異臭もなし。  
玄関ドアの郵便受けに不在箋を投入する。  
裏側に回り自転車置き場から確認。以前と変化なし。ベランダに見える  
範囲に洗濯物はなし。
- 7月30日 2時30分頃  
西警察署からセンターに連絡。  
子ども2人が遺体で発見された。母は所在不明。  
センターの関与がないか。  
ホットラインに泣き声通告が入っていた住所と一致しているが、名前等  
詳しいことは分かっていない旨回答。

(参考)

大阪市転居前の状況

平成21年8月2日、当時住んでいた名古屋市のマンションで、住人からの「こどもが一人で泣いている」という通報で警察が本児(長女)を迷子として保護。警察は引き取りにきた母親が深夜の仕事をしていることがわかったため、ネグレクトの疑いがあると判断し、中央児童相談所に児童福祉法第25条に基づく要保護児童として書面により通告をする。通告を受けた児童相談所は1度電話で状況を聞くも、その後6回の電話と2回の訪問でも母親が応答しなかったため調査を打ち切っている。

## Ⅱ 事例の検証による問題点・課題の整理

本事例の検証にあたっては、以下のヒアリングを実施し事実関係を確認した。

- ・センターの関与状況について、職員からヒアリング。
- ・西区子育て支援室における関与状況について、職員からヒアリング。
- ・児童委員活動の状況について、大阪市民生委員児童委員連盟西区支部（以下「民児連西区支部」という）の代表からヒアリング。
- ・大阪府警察本部から連携の状況についてヒアリング。
- ・また参考に、大阪市消防局から本事例発生以降の連携状況についてヒアリング。

上記のヒアリングをふまえ、次のとおり、本事例の検証により、こども相談センターの対応や関係機関との連携について、問題点・課題を整理した。

ただし、本事例については、逮捕された母に対する刑事事件公判が開始されておらず、本児2人が死亡に至る経緯について明らかにされていないことから、現時点で得られた情報での検証結果であることを申し添える。

### 1 児童虐待の安全確認と調査

（ホットラインに通告がありながら、なぜ早期対応できなかったのか）

#### 事実関係の検証

- ① 本事例においては、近隣の住人（匿名・同一人）から3回にわたり通告があり、調査のための訪問を5回実施した。3回は建物玄関のオートロック外からインターホンを鳴らす、建物外部からベランダの様子をうかがうなどの調査にとどまった。また、2回は他の住人の出入りにあわせてマンション内に入り、玄関のインターホンを鳴らしたり、声かけや物音を聞く、郵便受けに不在箋を残すなどの対応を行ったが、居住の有無は確認できなかった。
- ② 通告を受けた際の安全確認について、1回目及び2回目の訪問は翌日となっており、特に3回目については、「前にも通告した、今も泣いている。」という緊急性が疑われる通告であるにもかかわらず、担当者において緊急性が高いとの認識を持つことができなかった。当日ではあるものの、約10時間後の15時50分の訪問となっている。
- ③ 5回も訪問して安全確認が不成功の結果になっているにもかかわらず、会議による機関（センター）としての検討がなされないまま、ケースは以降保留となってしまっている。

#### 問題点・課題

- ① 訪問及び住民登録の状況調査では、住居内の様子や居住の有無を確認できていないにもかかわらず、調査の進行状況が集約されていなかったため、担当者レベルでの判断で同様の調査を繰り返し、調査方法や保護者へのアプローチ方法を見直すなど、機関（センター）としての対応を検討するまでには至らなかった。
- ② 平成21年9月にホットラインを開設したことにより、平成20年度に比して21年度の通告件数が1.8倍となっているにもかかわらず、またホットラインが24時間・365日の体制であるにもかかわらず、これらに対応するだけの組織体制が十分ではなかつ

た。

- ③ 2度の通告に基づく4度の訪問調査が不成功に終わったにもかかわらず、その情報がホットライン担当者にフィードバックされておらず、そのため3度目の早朝時緊急通告が、緊急事態として判断されず、通告者によりつっこんだ協力を求めるなどの対応や、センター管理職に判断を求めるなどの緊急対応が必要な事態として処理されなかった。
- ④ オートロックマンションが増え、アプローチが困難になってきているにもかかわらず、その対応策が未整備で、当初の3回のアプローチはいずれもマンション入り口外で立ち往生している。
- ⑤ 緊急アプローチの方法は、機関連携を含めた迅速な対応が求められるが、センターだけでの対応に固執し、そのため迅速性を損なう対応が生じている。
- ⑥ 数回の任意調査が不成功に終わった状況をふまえれば、立入調査権発動による家屋内調査の必要性があったと考えられるが、担当者レベルの判断にとどまり、立入調査の検討や、臨検・搜索の要件である出頭要求書面を差し置くなどの検討がなされていない。
- ⑦ 事態の把握が困難であれば、近隣等への調査、協力要請等、あるいはマンションの権利関係を問い合わせる、区や警察が有する情報の提供を求めるなど、より進んだ詳細な調査が必要であったと考えられるが、風評被害等へのこだわりなどもあり、アプローチの柔軟性が損なわれている。

## 2 関係機関との連携

### (1) 西区子育て支援室及び民児連西区支部との連携

#### 事実関係の検証

- ① 西区要保護児童対策地域協議会（以下「西区要对協」という）は、平成21年度において、代表者会議を2回、個別ケース会議を14回開催している。個別ケース会議では、虐待ケースのみではなく、養育困難ケースなども対象とし、14人の児童について、支援者間の情報共有を図り、支援方策の具体的な検討を行っている。出席者は、西区子育て支援室、センター、学校、保育所、主任児童委員、子ども家庭支援員であった。
- ② センターから西区子育て支援室に対して、主任児童委員への聞き取り依頼があった際に、2名の主任児童委員に聞き取りを行ったが、住所のみで「何か聞いたことがあるか」調べてほしいとの依頼であり、マンション名や号室などの情報は伝えられていなかった。また、その後協力要請はされていない。
- ③ 本事例において、西区子育て支援室は、センターの依頼を受けて、住民登録を確認し、1回目の家庭訪問に同行しているほか、主任児童委員に住所を伝えて、「何か聞いたことがあるか」聞き取りを行ったが、センターからはその後、住民登録の有無の確認以外に依頼はなかった。
- ④ 民児連西区支部では、毎月、区民生委員協議会、地区民生委員協議会（14地区）を開催している。また、主任児童委員連絡会を年4回程度、区内小・中学校と主任児童委員との交流会を年1回開催している。

さらに、子育てサロンを全14地区において毎月実施している。

#### 問題点・課題

- ① センターの調査によっても安全確認できない場合、地域の関係機関が構成員となっている各区要保護児童対策地域協議会（以下「各区要对協」という）の機能を活用するよう、調整機関である各区保健福祉センター子育て支援室（以下「各区子育て支援室」という）との連携を検討すべきであった。また、このような場合に各区子育て支援室が実働できるよう、子育て支援室及び要对協のそれぞれの機能・役割について再度確認し、研修の実施により機能強化を図るなど、児童虐待防止のネットワーク機能を十分に活かすための工夫をする必要がある。
- ② 各区子育て支援室はセンターとならぶ通告機関として、主体的に区内のケースにかかわっての調査や支援活動を実施しなければならないが、その意識に欠ける面があり、センターと連携した主体的な活動が展開されなかった。
- ③ 地域で発生する個別事案への対応にあたっては、地域にとって最も身近な存在であり、実情を把握している地区児童委員との連携が必要である。しかしながら、本事例に関しては、地区児童委員への調査依頼や聞き取りは実施されておらず、その機能が活かされていない。また、主任児童委員に対して聞き取りを実施しているが、具体的な情報が伝達されなかったため情報共有できていない。結果として支援につながらず、市民からの通告を活かすことができなかった。
- ④ 「大阪市における小学生女児死亡事例検証結果報告書」（平成21年8月）において、児童委員、主任児童委員による巡回型アンテナ機能の必要性が提言されていたが、本事例では、具体的な情報が提供されなかったこともあり、その趣旨を活かした活動に結びつかなかった。

## (2) 警察との連携

#### 事実関係の検証

センターでは、当初からマンション名・号室を特定した通告を受理し、調査のための訪問を5回実施しているが、結果として長期間安全確認できなかったにもかかわらず、警察に協力を求めなかった。

#### 問題点・課題

児童の安全確認はセンターの責務であり、いつどのような場面で、警察に協力要請するかについて、センターが主体的に判断するべきである。本事例においては、すでに指摘したように途中で立入調査に切り替え、並行してセンターが把握した情報を警察に伝え、警察からの情報提供も要請した上で総合評価し、立入調査や児童虐待防止法第10条に基づく警察署長への援助要請などの連携した対応を検討すべきであった。



### 3 児童虐待についての通告・相談

#### 事実関係の検証

- ① ホットラインを開設したことにより、平成20年度に比して21年度の通告件数が1.8倍となるなど、通告先についての一定の市民周知が図られた。
- ② 「匿名」通告であったために、センターからの問い合わせや情報確認ができなかった。
- ③ 3度目の通告は、これまでの失敗をふまえれば緊急性を要する通告であったにもかかわらず、その的確な判断や処理がなされなかった。

#### 問題点・課題

- ① 緊急性等を総合的に判断するためには、より多くの情報があることが望ましいことから、市民からの通告・情報提供を促すことが必要である。そのため、センターや各区子育て支援室の連絡先の周知とともに、地域に身近な児童委員、主任児童委員を介して児童虐待の通告が可能であることの周知を一層すすめる必要がある。
- ② 通告を受けた際の調査にあたっては、通告者から得られる情報や近隣住民などの調査への協力が重要であるが、近隣とトラブルになることを懸念するなどの理由から、協力を得にくい現状にある。通告者についての情報が守られることをはじめ、調査への理解と協力を得るための啓発を行うことが必要である。
- ③ 通告情報の安全確認がうまくいかない場合、センター内で組織的に事態を判断し、よりの確な対応ができるよう、機関連携や新たなアプローチの方法など、多彩で柔軟な対応を検討する必要がある。
- ④ 受け身の通告受理・相談対応だけでは限界があるので、児童委員、主任児童委員による、たとえばマンション管理人等への巡回型アンテナ機能の拡充が望まれる。

### 4 子育てに関する相談・情報提供

#### 事実関係の検証

大阪市では、転入時や妊娠届出時などに、子育てに関する情報冊子を配付し、子育てやひとり親家庭に関する相談窓口などの情報を提供しており子育ての不安感や負担感の軽減に努めている。

しかしながら、当該家庭は、平成22年1月に本市に転居したものの住民登録がなされていないため、こうした情報が受けられず、また、近隣との交流もないまま地域で孤立していたと推測される。

#### 問題点・課題

児童虐待を未然に防止するためには、予防対策も含めた取組みが重要であり、子育てやひとり親家庭に関する支援施策、相談窓口等の情報を、より一層広く市民に周知する必要がある。

また、子育てに困りながらも、孤立する家庭の発見、援助は、受け身的相談だけでは困難であり、アウトリーチ型の支援を含めたより多彩な方法を検討し展開する必要がある。

### Ⅲ 再発防止に向けた取組み—具体的な方策—

#### 1 児童虐待の早期発見・早期対応に向けて

##### (1) 早期発見・早期対応の徹底

###### ①通告を受けた際の調査・安全確認のあり方

- ・ 通告・相談を受理した際には、単独で判断せず速やかに責任者に報告し、情報を共有したうえで複数の職員により協議を行い、組織的に判断することが重要である。
- ・ 本事例のように居住者が不明で安全確認ができないような場合には、近隣住民への聞き取りを行うとともに、建物登記簿の調査、固定資産税課税状況の調査などから所有者を特定して聞き取りを行うなど、あらゆる方法により情報を収集することが大切である。
- ・ その情報に基づき、必要に応じて関係機関の応援を求め、在宅する可能性の高い時間帯に訪問を行うなど居住者を特定するための工夫をし、児童の安全確認に努めることが重要である。
- ・ さらに集合住宅の管理人・管理会社への確認により居住者を特定するなどの方法も有効であり、住宅関連団体との連携も必要である。
- ・ それらをふまえても事態の把握が困難であるときは、立入調査の発動を積極的に行う必要がある。
- ・ 市内にはオートロックマンションが増えている現状をふまえれば、そこで安全確認のノウハウをあらかじめ手引きとして整理し、職員に周知することが必要である。

###### ②休日・夜間・早朝の対応

本事例において、ホットラインに「今こどもが泣いている」という緊急性の高い通告を受けながら、早朝であったために直ちに安全確認を行うことができなかったことをふまえ、休日・夜間・早朝においても適切な対応が可能となるよう、宿日直体制を整備し、関係機関との連携を強化するなど、早急に対応する必要がある。

##### (2) 関係機関の連携によるネットワーク機能の強化

###### ①各区子育て支援室及び要保護児童対策地域協議会

- ・ 虐待が疑われるケースとして各区子育て支援室において対応するのは、市民からの通告による場合や児童家庭相談のなかで要保護児童等を発見する場合などがある。
- ・ いずれの場合も、各区子育て支援室において直ちにケースの危険度や緊急度を判断し、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要とされる困難なケースについてはこども相談センターへ送致し、また、緊急の対応は必要としないが在宅で見守りを継続することが必要なケースは各区要対協のケースとして支援を行うこととなる。
- ・ 各区要対協の構成員には守秘義務が課されていることから、この場を活用して地域の関係機関・団体による情報交換や情報共有が円滑に行われ、個別ケース検討

会議を通じ、関係機関等が日常的に連携・役割分担して支援にあたることができるよう、児童虐待防止のネットワークの強化に取り組むことが重要である。

- ・各区要対協は、法律に基づく独立、主体性のある組織であり、必要に応じて積極的な調査や支援活動を自主的活動として展開することが大切である。

そのため、調整機関である各区子育て支援室が運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関との連絡調整を密に行うことが必要である。

## ②児童委員、主任児童委員

- ・大阪市のような大都市では、当該家庭のように住民登録がないまま、あるいは登録とは別の地域で暮らすなどのケースが少なからず存在すると想定される。そのため、住民登録を基本とする調査方法には限界があることから、地域で共に暮らす身近な存在である児童委員、主任児童委員と日常的に連携することは、児童虐待を早期発見・早期対応し、各区要対協のケースとして効果的な支援を行うために重要であり、連携協力体制を強化する必要がある。
- ・特に、できる限りの情報交換や情報共有を行うことはもとより、通告・相談があった際には、具体性のある情報を提供して調査を依頼するなど円滑かつ効果的な調査が行えるようにすることが重要であり、児童委員、主任児童委員には守秘義務が課されていることをふまえたうえで、個人情報の保護に十分配慮しつつ、正確で必要な情報を提供するための仕組みを検討する必要がある。
- ・困難な家庭ほど自らは相談に出向かない傾向があることをふまえれば、特に集合住宅の管理人等に、こどもにかかわる気になる情報がないかなどを聞きとる、巡回型のアンテナ機能を高める必要がある。

## ③警察

- ・センター及び各区子育て支援室は、大阪府警察本部、所轄警察署と日頃から情報の共有や意見交換の機会を持つなど、十分な連携に努める必要がある。
- ・特に長期間安全確認ができていないケースなどは、所轄警察署と対応方法を検討する必要があるが、基本的にはセンターの主体的判断に基づいて協力を要請する必要がある。
- ・また、警察が有するノウハウについて、機関の性格や目的などの違いを十分認識したうえで、児童虐待に関する情報の収集、安全確認に関する調査などの際に可能な範囲で活かせるよう、助言・指導を求めることができるような体制を整備する必要がある。

## (3) こどもの安全確保を最優先

- ・国による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第6次報告）においても、「子ども虐待の対応に従事する者は、身体的虐待はもとより、ネグレクトによる虐待であっても死亡に至る危険性があることを常に認識し対応すべきである。」としている。
- ・本事例のように、保護者と近隣との関係を重視して、近隣への調査をためらうなど、

こどもの安全確認や保護のための積極的介入が行われていないケースにおいては、こどもの安全確保が最優先課題であることを再認識して対応を考えるべきである。

## 2 児童虐待の相談・通告及び調査に対する協力を得るための周知

### (1) 児童虐待の相談・通告先のさらなる周知

- ・児童虐待に関する通告を受けた際には、より多くの情報から緊急性等を総合的に判断し、適切な対応をとることが重要である。そのため、特に平成21年9月のホットライン開設以降、積極的に通告先の電話番号や連絡先の周知をすすめてきたところである。
- ・今後はさらにきめ細かく、マンションの管理人、夜間営業者組合など、これまで情報が行き届かなかったところにも届くような周知を行い、ふだんの生活のなかで情報が得られるような工夫をする必要がある。
- ・また、それらの情報を巡回活動の中で周知できるような取組みも必要である。

### (2) 調査に対する理解と協力を得るための啓発

通告者や近隣住民などからの調査への協力を得るためには、第一に協力者のプライバシーが守られることを周知する必要がある。

前記2(1)とあわせて周知することをはじめ、通告があった際の電話対応や、調査のために近隣を訪問する際に十分な説明を行うことが重要である。

## 3 組織体制の強化

### (1) こども相談センターの体制の強化

- ・ホットラインが24時間・365日の体制であり、また通告件数が増加していることから、これらに対応するだけの組織体制を整備する必要がある。
- ・まず、通告を受けた際に緊急性を判断できる体制、また、直ちに安全確認が必要であれば複数の職員で向かうことのできる体制を常に備えることが不可欠である。
- ・体制の整備にあたっては、特定の職員に負担が集中することのないよう、職員の精神衛生や健康面にも留意する必要がある。
- ・さらに、担当者レベルではなく組織として総合的に緊急性の判断をするために、ホットラインの相談員と虐待対策室・地区担当の職員などが効果的に情報を共有できるよう、情報管理体制を見直すとともに、通告があった際の対応についてのマニュアルを作成するなど、ノウハウを蓄積し伝達するための方策を検討すべきである。
- ・加えて通告による初期の安全確認の方法や調査の手順、あるいはそれがうまくいかなかったときの次の手立てなどの情報をマニュアル作成し、職員が異動しても必ずノウハウが引き継がれるよう組織としての整備を強化することが大切である。
- ・大阪市は本事例の発生を受け、すでにセンターの人員増、緊急対応体制を特段に強化し、他の自治体に例のない消防局との連携や、さらには大阪府警察本部からの2名の派遣を得て常勤化するなどの体制強化をスタートさせている。今後はこれらの活動実績を評価し、その利点と課題を明らかにして、取組みをより一層推進していくことが望まれる。

## (2) 各区要対協の機能強化と各区子育て支援室の体制の強化

- ・多様な問題を抱える家族に対しては、それぞれの問題に対応する機能をもった行政機関、保育・教育関係機関、児童委員、主任児童委員、警察、区医師会などで構成する各区要対協が、個別ケース会議や事例検討会議を通じて問題に対する認識と援助目標を共有し、連携して継続的な支援を行う必要がある。
- ・そのため、各区要対協の機能強化を図ることが重要であり、研修の実施、適正なスーパービジョン体制、ケース検討や助言体制の構築など、より構成員の専門性を高め、児童虐待防止のネットワーク機能を十分に活かすための工夫が求められる。
- ・また、各区子育て支援室については、担当職員の役割についての認識・専門性の向上、体制の整備など機能強化を継続的に図っていくことが必要であるが、それらを確保するためにも、職員の精神衛生や健康面に留意しつつ、長期に継続して配置されるような人事上の配慮も必要である。

## 4 予防活動・子育て支援活動の強化

### (1) 子育てに関する情報の提供と支援

- ・本事例については、子育てなどに関する情報が受けられず、また、近隣との交流もないまま地域で孤立していたと推測される。
- ・児童虐待を未然に防止するためには、様々な養育困難を抱える保護者が気軽に相談でき、必要な支援を行う機関があることを広く周知する必要がある。
- ・2(1)「児童虐待の相談・通告先のさらなる周知」を行う際には、子育てに関する情報をあわせて周知することが重要である。その際、ふだんの生活のなかで保護者が情報を得られるよう、アウトリーチ型の取組みも含めた形で周知方法を工夫する必要がある。
- ・また本事例のように、家計と子育てをひとりで担うこととなるひとり親家庭に対して、支援施策・相談窓口等に関する情報を届けるための工夫が必要である。
- ・予防活動を強化するためには、周産期から、保健福祉センター、産科医療機関、各区要対協が連携を強化し、必要なケースへの早期からの援助を開始し、監視ではない支援のつながりを作り上げていくことが大切である。

### (2) 市民への啓発の推進

- ・すでに大阪市においては、平成19年度から、大阪府・堺市と協同し、児童虐待防止推進月間である11月に、行政と民間が協働し、「まわりのこどもに関心をもってくださいー児童虐待防止・オレンジリボンキャンペーン」を展開している。
- ・このような取組みをはじめとし、年間を通じて、市民一人ひとりが児童虐待について考え行動する機運を高めるための啓発を実施しているところである。
- ・引き続き、すべての市民に届くよう、市政だより、ホームページ、啓発ピラやポスター、民間の広報誌への掲載など、様々な広報手段を活用するほか、公的機関のみならず民間団体の協力も得ながら、様々な機会を捉えて、より効果的な啓発を行うことが必要である。

### (3) 子育て支援活動の強化

- ・報道によれば、本事例の母親も当初は子育てに意欲的に取り組んでいた時期もあった様子であり、子育てに関する何らかの支援が届いていたならば事件に至らなかった可能性がある。
- ・この点をふまえれば、虐待通告に頼ることだけでよしとするのではなく、支援を必要とする親に、行政や地域社会がもれなく支援を届け得る体制作りが必要である。
- ・まず、行政としては、若年親、飛び込み出産、ひとり親家庭、ステップファミリー、貧困家庭など、いわゆるハイリスク家庭の把握に努め、必要な支援体制の充実を図ることが大切である。
- ・虐待の大きな原因のひとつとして、親が周囲の支援を受けられないまま孤立した状況に追い込まれることがあげられる。よって社会的に厳しい条件で子育てをしている人たちへの支援の制度を拡充することが必要であるが、とりわけ夜間サービス業等への従事者には、事業者の協力によりこどもへの十分な配慮と的確な支援が提供できる有効性のある取組みが必要である。

## 大阪市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童虐待事例検証部会運営規程

### 1. 総則

大阪市における児童虐待の再発防止策の検討を行うことを目的として、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に重大な被害を受けた事例を分析・検証し、また、児童福祉法第33条の15に基づき、被措置児童等虐待を受けた児童について本市が講じた措置にかかる報告に対し、意見を述べるため、児童福祉法大阪市社会福祉審議会運営要領第9条第2項に基づき、児童福祉専門分科会の下に、「児童虐待事例検証部会」（以下、「部会」という）を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

### 2. 委員構成

部会の委員は、大阪市社会福祉審議会運営要領第10条に基づき、大阪市社会福祉審議会委員長が指名する委員で構成する。

### 3. 部会の会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集する。
- (2) 部会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (3) 部会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- (4) 部会の議決は、これをもって大阪市社会福祉審議会の議決とする。
- (5) 部会長は、必要と認めるときは構成員以外の出席を求めることができる。
- (6) 部会長は、必要と認めるときは関係機関への調査を行うことができる。

### 4. 検証等事項

- (1) 本市が関与していた虐待による死亡事例(心中を含む)すべてを検証の対象とする。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例(車中放置、新生児遺棄致死等)であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とする。
- (2) 本市が所管する児童福祉施設等における被措置児童等虐待事例について、本市が講じた措置の報告を受け、意見を述べるものとする。
- (3) 部会が、児童虐待事例について検証する内容は次のとおりとする。
  - ① 事例の問題点と課題の整理
  - ② 取組むべき課題と対策
  - ③ その他検証に必要な認められる事項

### 5. 検証方法

- (1) 部会における検証は、事例ごとに行う。なお、検証にあたっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。
- (2) 部会は、本市から提出された情報を基に、ヒアリング等の調査を実施し、事実関係を明らかにすると共に発生原因の分析等を行う。
- (3) 部会は個人情報保護の観点から非公開とする。非公開とする理由は、検証を行う

にあたり、部会では、児童等の住所、氏名、年齢、生育歴、身体及び精神の状況等個人のプライバシーに関する情報に基づき事実関係を確認する必要があるためである。

6. 報告

部会は、市内で発生した児童虐待の死亡事例（心中を含む）等について調査・検証し、その結果及び再発防止の方策についての提言をまとめ、市長に報告するものとする。

7. 部会の開催

死亡事例等が発生した場合、速やかに開催するよう努める。年間に複数例発生するような場合は、複数例をあわせて検証することもありうるものとする。

8. 守秘義務

部会委員は、正当な理由なく部会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

9. 庶務

部会の庶務は、大阪市子ども青少年局子育て支援部子ども家庭支援担当が処理する。

附則

この規程は、平成 21 年 5 月 13 日から施行する。



大阪市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童虐待事例検証部会 委員名簿

| 氏名    | 役職等                 | 備考  |
|-------|---------------------|-----|
| 津崎 哲郎 | 花園大学社会福祉学部教授        | 部会長 |
| 加藤 曜子 | 流通科学大学サービス産業学部教授    |     |
| 永田 道正 | 大阪市民生委員児童委員連盟会長     |     |
| 蕙井 順子 | 弁護士                 |     |
| 高田 慶応 | 大阪厚生年金病院小児科NICU担当部長 |     |

## 審 議 経 過

平成22年8月31日（第1回部会）

- ・西区における幼児死亡事例の概要
- ・こども相談センターの概要（こども相談センターから説明）
- ・大阪市における児童虐待相談の概要（こども相談センターから説明）

平成22年9月16日（第2回部会）

- ・通告を受けた際の対応についてヒアリング  
（こども相談センター）

平成22年10月13日（第3回部会）

- ・西区の概況と西区保健福祉センター子育て支援室の取組み及び  
西区要保護児童対策地域協議会についてヒアリング  
（西区保健福祉センター福祉担当）
- ・西区民生委員児童委員連盟の活動についてヒアリング  
（民生委員児童委員連盟西区支部）
- ・警察との連携のあり方についてヒアリング  
（大阪府警察本部生活安全部少年課）
- ・消防局との連携のあり方についてヒアリング  
（大阪市消防局）

平成22年10月29日（第4回部会）

- ・通告を受けた際の早朝・夜間・休日の対応について
- ・児童虐待を予防するための活動について

平成22年11月22日（第5回部会）

- ・大阪市における幼児死亡事例検証結果報告書（素案）の検討

平成22年12月24日

- ・大阪市における幼児死亡事例検証結果報告書の提出